

第 4 回青梅市子ども・子育て会議
(令和 6 年 8 月 5 日)
青梅市こども計画素案検討資料

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

我が国の「こども基本法」では、国際連合が定める「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こどもがあらゆる差別を受けず、最善の利益が確保され、生命・生存・発達への権利およびこどもの自由な意見と社会参加が尊重される「こどもまんなか社会」に取り組んでいくこととされています。

こども自身がその権利を理解し自己を大切にし、人生に幸福を求め、世界平和や地域の持続可能な発展を志向する成人に成長するための教育と保護に努めていくための取り組みも定めていく必要があります。

本計画は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を願い、策定するものです。

以上を踏まえ、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を勘案し、また、第7次青梅市総合長期計画のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる、

○全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。

○こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。

○多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理解と協力のもとで子育てをしています。

の3つの目標を総称する言葉として、

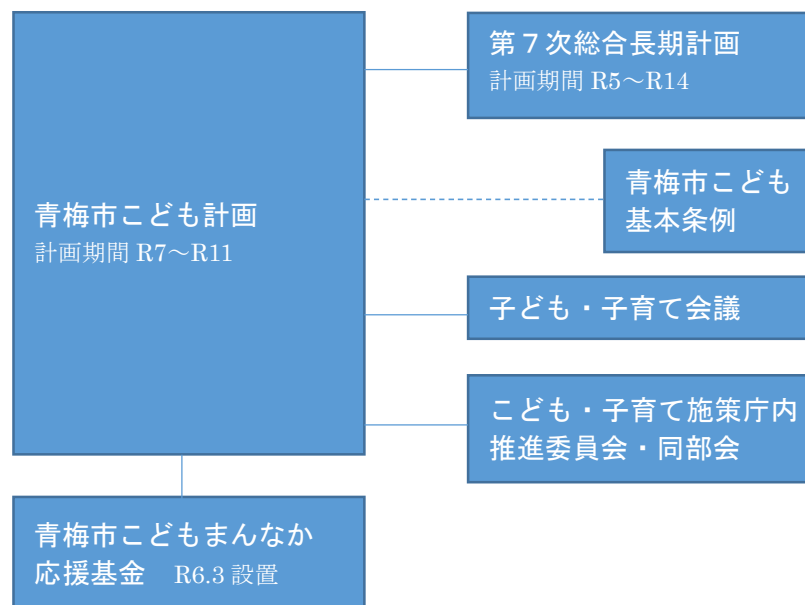
本計画の基本方針を、「こどもがまんなかのまちづくり」とします。

なお、本計画に記載する具体的な取組を実現するための財源として、令和6年3月に設置した「青梅市こどもまんなか応援基金」を活用することとし、計画を滞りなく推進していきます。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、基本理念を定めるため「青梅市こども基本条例」を制定することとし、本計画の施策のひとつとして定めております。

【基本方針】 こどもがまんなかのまちづくり

計画推進の体系



2 計画の目指すところ

本計画の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」を踏まえ、計画の目指すところとして、

- (1) 子育て・子育てを支援します
年齢を問わず全てのこどもの福祉を実現する
- (2) こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します
年齢に応じた支援の充実を目指す
- (3) 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します
子育て当事者への支援の充実を目指す

の3つを基本目標とします。

基本目標1 子育て・子育てを支援します

全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現します。そのため、こども・若者の権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていきます。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

基本施策

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障
- (2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

重点事業

	事業内容・目標
1	青梅市こども基本条例の制定 【施策(1)①】 青梅市に育つ全てのこどもたちが幸せに成長できるまちづくりをめざす基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市こども基本条例」を、こどもや市民の参画により制定する。 懇談会・ワークショップ等の実施
2	こどもの権利の啓発 【施策(1)②③】 全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、自らが権利の主体であることを広く周知する。 こどもの権利認知度向上
3	こどもの意見聴取・意見表明機会の充実 【施策(1)③】 ヒアリングやワークショップ等による意見聴取を計画推進の段階でも積極的に行うなど、こどもの意見を取り入れた施策の推進を行うための仕組みづくりに取り組む。 基本要綱の制定
4	こども・中高生の居場所づくり 【施策(2)③】 子育て支援センター、市民センター等を活用した、小学生から高校生までが利用できる居場所事業を実施できるよう取り組む。
5	ヤングケアラー対策の推進 【施策(6)③】 市内のヤングケアラーの実態を把握するとともに、その状況改善のための取組を推進する。

●既存事業

こどもの交通事故や災害被害のないまちづくりの推進
 こどもを犯罪等の被害から守るまちづくりの推進
 子育て世代包括支援センター・児童相談所等の相談施設の充実
 障害等のハンディキャップを持つこども・若者への支援
 児童虐待の未然防止と被害に遭ったこどもの支援

基本目標2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します

① 誕生前から幼児期まで

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期に求められる様々なニーズに対して、切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制により、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めていきます。

基本施策

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育サービスの充実

重点事業

	事業内容・目標
1	こども家庭センター 【施策①(1)①】 0歳から18歳までのこどもとその家庭の問題に対する総合的な窓口となるこども家庭センターの機能をさらに充実します。 ○○の実施
2	産後ケア事業 【施策①(1)①】 出産後の母親の育児を支援するために、助産師による母子ケアを実施します。また、特に妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、関係機関と連携して取組を推進します。 相談数の上昇
3	母子への食育の推進 【施策①(1)①】 母子健康手帳や「妊産婦のための食生活指針」などを活用して妊産婦の健康管理や意識向上に努めるとともに、乳幼児の健康診査・離乳食教室・幼児食教室などを通じた食の適切な進め方を支援します。 参加率の上昇
4	育児支援ヘルパー事業の活用普及 【施策①(1)①】 出産前後の身体的・精神的に不安定な時期の育児や家事を支援し、孤立防止や不安解消を図ります。 利用者率の上昇

※「産後ケア事業」「母子への食育の推進」は、「第4次青梅市健康増進計画・第3次青梅市食育推進計画」にて推進されていた事業を改めて本計画にも位置づけたものです。

●既存事業

子育て支援センターはぐはぐ、子育てひろばの利用普及
 幼児と親のための教室（親子スキンシップ教室等）の実施
 保育・教育施設（保育園や幼稚園）の利用環境の向上
 乳幼児健診・予防接種などによる健康管理・向上の取組
 ひとり親家庭ホームヘルプサービスなどの推進
 ショートステイ事業の充実

② 学童期・思春期

中高生のアンケート調査では、自分に自信があると思うこどもは、約5割程度となっており、一方、自分に自信がないこどももいます。こどもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう支援していきます。

基本施策

- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

重点事業

	事業内容・目標
1	大型児童センターの設置に向けた検討 【施策②(1)②】 文化複合施設等整備基本計画を踏まえた、こども・若者のための拠点としての大型児童センターの設置に向けた検討を行う。
2	総合長期計画で示された各種居場所事業の検討 【施策②(1)②】 各小学校区に、多世代交流拠点、プレーパーク、こども食堂、学習支援等、家庭・学校・職場以外で、こども・若者が気軽に集まれる居場所づくりの検討を行う。 居場所設置事業計画の設定
3	心身の健やかな成長のためこども福祉、相談支援の充実 【施策②(2)②】 こども・若者・家族が抱えている虐待・いじめ、喫煙、薬物濫用など様々な悩みや問題、不安を受け止め、寄り添う相談支援の充実を図る。 相談体制の整備

●既存事業

教育環境の充実による生きる力の育み
 学ぶ意欲と基礎学力の向上
 情報化や国際化に対応した学校教育の充実
 地域の教育力の向上
 ショートステイ事業等の子育て支援対策の充実
 学童保育所や、子育て支援センターの居場所確保の取組
 放課後子ども教室による地域住民と連携した教育活動
 「みらくる」等NPO活動支援を通じたこどもの居場所の充実化
 子ども食堂推進事業を通じた貧困家庭への子育て支援

③ 青年期

中高生アンケート調査では、理想的には、「大学まで」行きたいの割合が6割を超え最も高くなっていますが、現実には理想より低くなっています。若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援をしていきます。

また、若者の就職活動段階において、マッチングの向上等を図ることや、結婚を希望する方への支援として、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させていきます。

基本施策

- (1) 就学支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 結婚を希望する方への支援

重点事業

	事業内容・目標
1	結婚を希望する方への支援の充実 【施策③(3)①】 結婚を希望する方への機会創出を支援するために、他自治体の取組を参照しながら、青梅市独自の場を設けていきます。また、経済的事情や仕事の問題などで結婚の希望が叶えられない方のため、新生活のスタートアップへの支援を推進します。
2	プレコンセプションケアの推進 【施策③(3)①】 青年期の男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、適切な健康管理を行うことを広報や教室等を通して周知します。

●既存事業

希望する就学への支援
 受験生チャレンジ支援貸付事業
 青梅市育英資金（奨学金）融資
 職業意識や能力の向上の支援等、希望に沿った就労実現に向けた支援
 若者の自立支援等支援事業等、困難を有する若者に対する自立支援
 おうめにきめた！移住支援金
 青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金
 結婚おうめ生活お祝い金
 青梅市創業者応援事業補助金

基本目標3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

本市では、子育て支援のための経済的負担軽減、地域ネットワークによる子育て・家庭教育支援、共働き家庭のワーク・ライフ・バランスの推進、ひとり親家庭への支援、子育て情報提供の充実、安全な外出環境の整備を進めています。アンケート調査では、進学費用の支援、緊急時の預け先確保、職場の理解・協力、情報提供の充実、こどもの安全確保が重要とされています。今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めていきます。

基本施策

- (1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 子育て情報提供の充実
- (6) 安心して外出できる環境の整備

重点事業

	事業内容・目標
1	学校給食費無償化の継続実施 【施策(1)①】 子育て世代を経済的に支援するため、市立小・中学校の給食費を無償化した。東京都補助事業が廃止される場合を除き、国等が事業化するまで継続して実施する。
2	情報化社会に対応した情報提供の充実 【施策(5)①】 「青梅市子育て支援ガイド」の記載内容を充実するとともに、「子育てアプリ」の普及を進め、保護者が求める情報に、より簡単にアクセスすることができる環境を整備します。

●既存事業

男女共同の子育て支援、緊急時預け先確保
 子育てに優しい企業・地域の実現
 家事・育児・家庭教育・地域教育への男性の参画
 一時預かり・ショートステイ事業等の充実による一時的な預け先の確保
 交通機関利用児童通学費補助等の各種手当等による就学援助
 児童手当、医療費助成等による子育てにおける経済的負担の軽減
 ファミリー・サポート・センター等の地域と連携した子育て支援の充実
 ひとり親家庭等の自立支援の推進
 障害児施策の充実

3 計画の構成

〔基本方針〕

〔基本目標〕

〔施策〕

〔施策の展開〕

1

子育て・子育てを
支援します

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障
- (2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ①青梅市こども基本条例の制定 ②こども基本法の周知
③こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等
- ①遊びや体験活動の推進 ②生活習慣の形成・定着 ③こどもまんなかまちづくり等
- ①相談支援、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- ①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援 ③保護者の就労支援 ④経済的支援
- ①地域における支援体制の強化 ②インクルージョン（社会的包摂）の推進
③特別支援教育等
- ①児童虐待防止対策等の更なる強化 ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
③ヤングケアラーへの支援
- ①こども・若者の自殺対策 ②インターネット利用環境の整備、ネット・リテラシーの普及・啓発 ③性犯罪・性暴力対策等

2

こどもの
将来にわたる
ウェルビー
イングを
実現します

①
誕生前
から
幼児期
まで

②
学童期
・
思春期

③
青年期

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育サービスの充実
- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり
- (1) 就学支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 結婚を希望する方への支援

- ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ①こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ①市民のニーズに即した教育・保育サービスの適正な見込みと確保策の推進
- ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の提供等
②こども・若者の視点に立った居場所づくり ③地域社会と連携した教育体制の整備
- ①小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ①不登校のこどもへの支援・校則の見直し ②体罰や不適切な指導の防止
③高校中退の予防、高校中退後の支援
- ①高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ①就労支援、雇用と経済的基盤の安定の取組
- ①悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3

保護者が安心して
産み・育てることが
できる環境を
確保します

- (1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 子育て情報提供の充実
- (6) 安心して外出できる環境の整備

- ①幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 ②少子化対策に関する取組
- ①一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター等の充実
②訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
- ①育児休業制度の強化、長時間労働の是正や働き方改革の促進
②男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生への充実
③男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
- ①児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施
②こどもに届く生活・学習支援の推進 ③安全・安心な親子の交流の推進
④養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化
- ①子育てに関する情報の提供体制の強化
②プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化
- ①犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもがまんなかのまちづくり

4 計画全体の指標

○指標一覧

項目	現状値	目標値